



一方的に送り付けられた商品の対処法

Q. 注文した覚えのない商品が自分宛てに送られてきました。請求書が同封されていますが、どうすれば良いですか。

A. 注文や契約をしていないのに勝手に商品を送りつけ、支払い義務があると思わせて代金を請求する商法を「ネガティブオプション」あるいは「送り付け商法」と呼びます。健康食品やカニなどの魚介類、マスク関連商品などを送り付けるケースが多いようです。

最近、送り付け商法にかかわる法律（特定商取引法）が改正されました。これまでは、相手事業者に連絡すれば8日間、連絡しない場合は14日間保存すれば自由に処分してよいということになっていましたが、3

年7月6日以降は保存期間なく直ちに処分してよいことになりました。

相談のケースでは、本当に注文した物でないなら代金を支払う義務はありません。商品は直ちに処分してよいこととなります。その場合でも、送り状は必ず保存しておいてください。

消費者センターに寄せられる相談では、最初は送り付け商法かと思われたのに、実は娘や息子からのプレゼントだったということがよくあります。商品を処分する前に、次のような点を確認しましょう。①本当に自分や家族は注文していませんか②知人からのプレゼントではありませんか③クレジットカードに請求がきていませんか。

①や③の場合は何らかの対応が必要になります。困ったことや、わからないことがあった時は、消費者センターにご相談ください。

《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188